

ニテテ指定ヤル医而一診新書
ヲ西女ス

第三條 賞典

第一項 皆勤賞典

繁忙期(毎年三八、九、十、十一、十二、一月、二月、三月)ニ於テ三月皆勤ナル
場合ハ三月全四月ヲ贈典ス
但シ下廻リハ此方ニ限リ半額トス

第四條 休日休業

第一項 定休日

定休日ハ毎日曜日正月三日春
秋二期皇靈祭及天長節トス
其他定休日以分ノ祭日祝日ハ
百ニ場ノ都合ニテ定休日振替ル
コトヲ得

第二項 擲仕舞定休日

擲仕舞定休日ハ年二回トス
但シ五月以内トス

第三項 臨時休業

書ヲ西女ス

第三條 賞典

第一項 皆勤賞典

繁忙期(毎年三八、九、十、十一、十二、一月、二月、三月)ニ於テ三月皆勤ナル
場合ハ三月全四月ヲ贈典ス
但シ書ハ削除ス

第四條 休日休業

第一項 定休日

定休日ハ毎日曜日正月三日天長節
八月十五六日両日及危所内氏神祭ニ
日トシ
但シ日曜日以分ノ定休日ハ振替ル
コトヲ得

第二項 擲仕舞定休日

擲仕舞定休日ハ年二回トス
但シ五月以内トス

第三項 臨時休業

雇主ノ都合ニ依リ臨時休業ノ爲メ
場合ハ組合員協定賃金ノ一人前
ヲ減額ス
但シ臨時休業日數ノ超過ハ
場合ハ十日以内ニ限リ之ニ限ス
但シ協定條件ハ大正十一年四月一日
ヲ効力トス
以上協定書ハ二通ヲ作成シ各
者名ノ上一通宛保管ス

大正十一年四月一日

櫻川御膳製造業組合代表者

小林徳次郎

后崎友岡組合長

東忠續

場合ハ組合員協定賃金ノ一人前ヲ減額ス
但シ臨時休業日數ノ超過ハ
場合ハ十日以内ニ限リ之ニ限ス
但シ協定書ハ二通ヲ作成シ各
者名ノ上一通宛保管ス
以上協定書改正案ニ依リ
不統一ノ旨同答ヲ需知合總會ニ
送リ慎重ニ審議致シ候ハ
一致當但合ハ初老ノ通リ
決定致シ候
但シ協定書改正案ニ對シ
宣敷協
議被下度候也

大正十三年九月十八日

櫻川御膳製造業組合

代表者 島末吉